

消費生活相談臨時対策基金返還事業について

県民生活課

1 事業の目的

平成21年3月から国の「地方消費者行政活性化交付金」を財源として造成した「秋田県消費生活相談臨時対策基金」について、平成26年度で事業が終了し精算が確定したことから、その残余额を国庫に返還する。

2 基金事業の実績

平成21年度から26年度にわたり、県及び市町村における消費生活相談窓口の整備や消費者啓発等を行った。

(1) 県実施事業 (96,624千円)

区 分	実施内容	事業費(千円)
相談窓口整備事業	○ 県消費生活相談員の増員 (5人→7人) ○ 生活センター北部・南部消費生活相談室設置 ○ 消費生活相談員レベルアップ研修 等	55,142
消費者教育推進事業	○ 「秋田県消費者教育推進計画」の策定 等	3,780
消費者啓発事業	○ 消費者トラブル啓発講座の開催 ○ 消費者被害防止等啓発パンフレットの作成 ○ 食品表示セミナーの開催 等	37,702

(2) 市町村実施事業 (158,472千円)

区 分	実施内容	事業費(千円)
相談窓口整備事業	○ 市町村消費生活相談員の増員 (10人→23人) ○ 消費生活センターの設置 (1市→3市) ○ 消費生活相談員レベルアップ研修 等	113,348
消費者啓発事業	○ 消費者被害防止等啓発グッズ・チラシの作成 ○ 消費者問題講演会の開催 等	45,124

3 予算額

2,716千円

基金造成額 (運用益含む)	257,812千円 (①)
事業費総額	255,096千円 (②)
残 余 額 (返還額)	2,716千円 (①-②)

4 その他

平成27年度からは、新設された「地方消費者行政推進交付金」を活用して、県及び市町村における消費生活相談窓口の整備や消費者啓発等を実施している。